

【泊まって応援！周南お楽しみクーポン】 クーポン券取扱店募集のご案内について

エネルギー価格高騰に対する影響緩和、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続支援を行う目的で、周南市では、市内の観光関連事業者において共通して使用できるクーポン券を発行し、市内の宿泊旅行者に配布することによって市内消費を喚起する、「泊まって応援！周南お楽しみクーポン事業（第4弾）」を実施します。

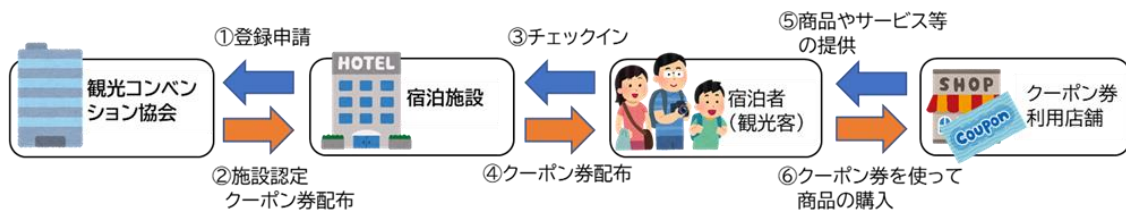
つきましては、下記の内容にてクーポン券を配布していただける【取扱店】を募集します。

1 キャンペーン内容

クーポン券配布期間内に対象宿泊施設に宿泊する方（無料宿泊者を除く）へ、額面1,000円のクーポン券を1人あたり2枚配布します。

【クーポン券発行数 5万枚（25,000セット）】

※1人1回の宿泊につき1,000円×2枚を1セット（連泊の場合も1セットまで）



2 クーポン券配布期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月15日（月）
（但し、クーポン券がなくなり次第終了）

3 クーポン券利用期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月22日（月）まで

4 クーポン券の取扱い

- ・クーポン券による商品購入後の返品はできません。
- ・クーポン券は利用金額が額面未満の場合はおつりができません。

※取扱店として決定・登録された後にクーポン券取扱店舗登録決定通知書、取扱店事務マニュアル、ステッカー等をお届けします。詳細につきましては、別途マニュアルにてお知らせします。

5 クーポン券取扱店舗登録条件

周南市内に店舗を持ち、各事業所において感染対策の必要性に応じて自主的に感染対策に取り組む土産物店、飲食店（テイクアウト、移動販売含む）、日帰り入浴施設、レジャー・体験施設、タクシー、宿泊施設などが対象です。

（昨年と同様、1人1回の宿泊につき1枚のみ宿泊代金に充当できます。）

6 登録申請手続き

※第一次締切：9月25日（月）18時（郵送の場合、当日消印有効）

（締切日までに提出いただけるとクーポン券と一緒に配布する取扱店一覧MAPへの掲載が可能です。その後は随時HPへ掲載いたします。）

提出書類

- ①クーポン券取扱店舗事業者登録兼口座登録申請書
- ②通帳の写し（通帳の表紙とカタカナで口座名義が記載されたページの写しを添付）
上記2点を下記まで持参または郵送にてご提出ください。
※昨年度登録店舗につきましても、今年度再度申請が必要です。
今年度申請が無い店舗は取扱店として登録できません。
※昨年度と同じ口座を使用される場合は、通帳の写しは不要です。

宿泊施設の方へ

宿泊施設内の売店・食堂を登録する場合は、宿泊料金への充当とは別に上記申請書の提出が必要です。

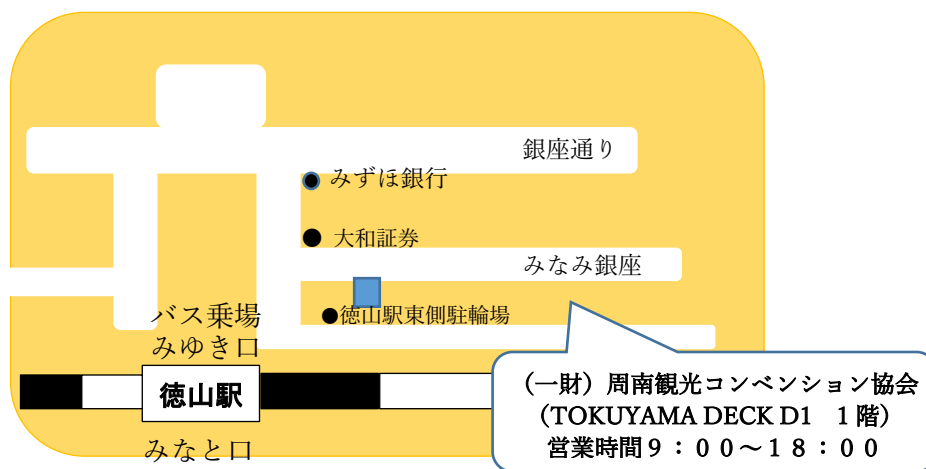
〒745-0033

周南市みなみ銀座1丁目26番地

一般財団法人周南観光コンベンション協会

TEL：0834-33-8424 FAX：0834-33-8425

申請用紙は、周南観光コンベンション協会ホームページ（下記URL）よりダウンロードできます。 <https://kanko-shunan.com>



7 換金方法

(一財)周南観光コンベンション協会 (TOKUYAMA DECK D1 1階) または周南市役所観光交流課へ、①使用済みクーポン券、②支払請求書(後日(一財)周南観光コンベンション協会より、登録された各取扱店へ送付)を持参してください。内容確認後、クーポン券換金口座へ入金します。(期間中6回程度の振り込みを予定。)

※換金にかかる詳細については、別途マニュアルにてお知らせします。

8 クーポン券利用対象外物品およびサービス

- (1) 行政機関への支払い(税金、上下水道、社会保険料、市指定のごみ袋、宝くじ、公営ギャンブル等)
- (2) 換金性の高いもの(ビール券、清酒券、お米券、図書券、旅行券、切手、印紙、取扱店が独自発行する商品券、乗車券、プリペイドカード等)
- (3) 日常生活の継続的な支払い(光熱費、電話料金、家賃、駐車場借上料、保険商品等)
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)に係る商品及びサービス
- (5) 不動産及び金融商品(預貯金(振込を含む)、株式、信託投資等)
- (6) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ(電子たばこを含む)
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、仕入商品等
- (8) 公序良俗に反する営業を行う社又は事業者に係る商品及びサービス
- (9) その他、このクーポンの発行趣旨にそぐわないもの並びに各取扱店及び周南市が適当と認めないもの

9 事業に関するお問い合わせ

【事業受託者】

○一般財団法人周南観光コンベンション協会 (平日9:00~18:00)
TEL: 0834 - 33 - 8424 FAX: 0834 - 33 - 8425

【事業主体】

○周南市観光交流課 (平日8:30~17:15)
TEL: 0834 - 22 - 8372

発行 令和5年9月